

○津山工業高等専門学校教務委員会規程

平成18年2月28日
規程第18号

改正 平成22年3月18日規程第5号 平成29年3月21日規程第16号
平成30年12月18日規程第17号 令和2年1月23日規程第1号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、教務に関する事項を審議すること並びに人権教育の理解と実践に資することを目的として、津山工業高等専門学校教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教育計画の立案に関すること。
- (3) 入学者の選抜検査の計画及び実施に関すること。
- (4) 入学者の選抜資料の作成に関すること。
- (5) 同和教育等の人権教育に関すること。
- (6) 単位の審査及び認定に関すること。
- (7) 外国人留学生の受け入れに関すること。
- (8) 校長の諮問事項に関すること。
- (9) その他教務及び入学者選抜に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号の委員は、第3号又は第4号の委員を兼ねることができる。

- (1) 教務主事
- (2) 教務主事補
- (3) 各系から推薦された教員各1人
- (4) 教養教育推進室から推薦された教員1人
- (5) 学生課長

2 前項第3号及び第4号の委員に事故があるときは、当該系等が委任した教員が代理として出席することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した教務主事補が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第5号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規程第16号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月18日規程第17号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月23日規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。